平成２１年（フ）第７１５号
和歌山市三沢町２丁目12番地
破産者　山岸稠幸こと　山岸　重信
1　決定年月日　平成22年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第１２２号
和歌山市小倉367番地の１
破産者　斉藤　和雄
1　決定年月日　平成22年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第１２６号
和歌山市園部1509番地、開始決定時の住民票上の住所和歌山市三沢町３丁目12番地　三沢第４団地166号
破産者　山田　園子
1　決定年月日　平成22年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第１４１号
和歌山市和佐中159番地の６
破産者　岩橋　典子
1　決定年月日　平成22年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第１４７号
和歌山市西庄11番地の９
破産者　林　　一徳
1　決定年月日　平成22年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第１５９号
和歌山市鳴神128番地の３　メゾンモーチ１Ｆ102号
破産者　岡本伊寿美
1　決定年月日　平成22年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第１６０号
和歌山市岡南ノ丁14番地　赤坂マンション307
破産者　諏訪　一次
1　決定年月日　平成22年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第１６４号
和歌山市向191番地　向団地４棟96号
破産者　川﨑　善弘
1　決定年月日　平成22年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第３８９号
広島市西区南観音５丁目３番８号アンソレイエⅡＥ棟、開始決定時の住所広島市西区南観音１丁目12番32号
破産者　谷崎　光子
1　決定年月日　平成22年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４１７号
長崎県長崎市淵町７番９号　松尾ビル203、開始決定時の住所長崎県長崎市曙町11番１号
破産者　田中ヤスエ
1　決定年月日　平成22年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１４３号
長崎県長崎市油木町243－１　カリーナ油木204号、住民票上の住所長崎県長崎市金堀町45番６号
破産者　平田　功一
1　決定年月日　平成22年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２０年（フ）第９７号
福岡県福岡市西区下山門４丁目９番５号
破産者　吉田　英治
1　決定年月日　平成22年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２１年（フ）第７６５号
熊本市神水２丁目１番２　サンロイヤル神水403
破産者　鶴川　竜一
1　決定年月日　平成22年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第８２７号
熊本市八王寺町14番48号　ロイヤルハイム内田102号
破産者　増田　壽男
1　決定年月日　平成22年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第１０８号
熊本市水前寺１丁目11番３号　植松ビル405号
破産者　嵯峨　律子
1　決定年月日　平成22年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

免責許可決定

平成２２年（フ）第１０９号
埼玉県上尾市上町１丁目３番30号
破産者　小林　久郎
1　決定年月日　平成22年６月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第３２９号
さいたま市大宮区大成町２丁目167番地
破産者　元木　和子
1　決定年月日　平成22年６月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第３５９号
兵庫県尼崎市田能１丁目２番11号　七草住宅102号、前住所兵庫県尼崎市東園田町２丁目216番地の１　サン野菊102号
破産者　小川　幸子
1　決定年月日　平成22年６月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第２７号
福岡県柳川市大和町中島1637番地１
破産者　松藤　直樹
1　決定年月日　平成22年６月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２２年（フ）第９０号
佐賀県西松浦郡有田町外尾山丙1677番地６
破産者　湯口　　裕
1　決定年月日　平成22年６月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部